

1月以降の小平・鬼鹿歯科診療所の診療日時について

【年明けの診療開始日】

- 鬼鹿歯科診療所 1月6日(水) から診療開始
- 小平歯科診療所 1月12日(火) から診療開始 (開設準備のため、遅れます。)

【予約電話番号】

小平歯科診療所	56-2732	診療日となっている診療所が、両方の予約を受け付けます
鬼鹿歯科診療所	57-1540	

●休診中の小平歯科診療所の予約方法

- ・1月5日(火)、6日(水)の午前、8日(金)は、小平歯科診療所にて受け付けます。

【診療日時(毎週)】

	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
午前 9:00~12:00	鬼鹿歯科	小平歯科	小平歯科	鬼鹿歯科	小平歯科
午後 1:30~ 6:00			鬼鹿歯科 (午後2:00~)		

(お盆、祝祭日、土日、年末年始は休診)

◎問い合わせ先 保健福祉課健康づくり係 (内線276)

◆重度心身障がい者・ひとり親等・乳幼児等医療費助成のお知らせ◆

小平町では北海道から補助を受け、心身に重い障がいのある方(重度心身障がい者)、母子(父子)家庭の方(ひとり親家庭等)及び小学生までのお子さん(乳幼児等)の医療費を助成しています。

また、町独自に、高校生までのお子さんの医療費についても助成を行っています。

◆対象となる方◆

～共通条件～

①生活保護法による保護を受けていないこと。②受給者の生計を主として維持する方の所得が限度額未満の方。

～重度心身障がい者医療費の助成～(18歳以下本人負担額0円)※

①身体に障がいのある方で、1～3級(ただし、3級は主に内臓に係る障がいに限る。)の身体障がい者手帳をお持ちの方

②知的障がいのある方で、「A」と判定された療育手帳をお持ちの方、または「重度」と判定(診断)された方。

③精神障がいのある方で、1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方。

～ひとり親家庭等医療費の助成～(本人負担額0円)※

- ・ひとり親家庭等に属している母または父及び子【18歳に達した日の属する年度の末日までの者。ただし、在学等で扶養されている場合(注)は20歳までの方】

～乳幼児等医療費の助成～(本人負担額0円)

①0歳から6歳までの入通院及び小学生の入院。

②小学生の通院及び中学生の入通院、高校生等の入通院(町独自助成)

※領収書を後日役場に持参し、払戻しを受ける場合は医療点数計算上、本人負担額が0円にならない場合がございます。

◆申請方法◆

医療助成を受けるには、事前に「受給者証」の交付を受けることが必要です。次のものを持参の上、保健福祉課または各支所で申請をお願いします。

1. 印鑑
2. 健康保険証(乳幼児に関しては、お子さんの保険証)
3. 重度に関しては、身体障がい者手帳又は療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

(注)申請時に在学証明書等が必要となります。

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係(内線273)